

独立行政法人国立文化財機構業務方法書

平成13年4月2日

文部科学大臣認可

改正 平成17年4月1日

改正 平成19年4月1日

(目的)

第一条 独立行政法人国立文化財機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人国立文化財機構法（平成十一年法律第七十八号。以下「機構法」という。）第三条に規定する目的を達成するため、その業務に関し、独立行政法人通則法（平成十一年法律第三号）第二十八条第一項の規定に基づき、この業務方法書を定める。

(業務運営の基本方針)

第二条 機構の業務は、法令及びこの業務方法書の定めるところに従い、適正かつ確実な運営を期するとともに、貴重な国民的財産である文化財の保存及び活用を図るよう執行しなければならない。

(博物館の設置)

第三条 機構が設置する博物館（以下「各博物館」という。）は、次に掲げるものとする。

一 東京国立博物館

イ 本館

ロ 平成館

ハ 東洋館

ニ 法隆寺宝物館

ホ 表慶館

ヘ 黒田記念館

ト 資料館

チ その他の施設

二 京都国立博物館

イ 本館

ロ 新館

ハ 文化財保存修理所

ニ その他の施設

- 三 奈良国立博物館
 - イ 本館
 - ロ 西新館
 - ハ 東新館
 - ニ 仏教美術資料研究センター
 - ホ 文化財保存修理所
 - ヘ その他の施設
- 四 九州国立博物館
 - イ 本館

(文化財研究所の業務を行うための施設)

第四条 機構は、各博物館以外に次に掲げる施設（以下「各文化財研究所」という。）において業務を行う。

- 一 東京文化財研究所
 - イ 東京文化財研究所本庁舎
 - ロ その他の施設
- 二 奈良文化財研究所
 - イ 奈良文化財研究所本庁舎
 - ロ 平城宮跡資料館
 - ハ 都城発掘調査部（飛鳥・藤原地区）庁舎
 - ニ 飛鳥資料館
 - ホ その他の施設

(施設の維持管理)

第五条 機構は、各博物館及び各文化財研究所の施設を常に良好な状態で維持管理しなければならない。

(収集、保管及び一般の観覧) ※機構法第十二条第一項第二号

第六条 機構は、各博物館において次に掲げる文化財を収集し、保管して一般の観覧に供する。

- 一 日本及び東洋の絵画、彫刻、書跡等
- 二 日本及び東洋の金工、刀剣、陶磁、漆工、染織等
- 三 日本及び東洋の考古資料
- 四 日本及び東洋の歴史・民族資料
- 五 その他の有形文化財

2 機構は、必要に応じて各博物館以外の場所において、前項に掲げる文化財を一般の観

覧に供することができる。

3 機構は、第一項に掲げる文化財を博物館その他これに類する施設と貸借することができる。

(教育及び普及)

第七条 機構は、次に掲げる教育及び普及の事業を行う。

- 一 講演会、講座、シンポジウム、列品解説等
- 二 定期刊行物、図版目録、展覧会目録、研究論文、調査報告書、パンフレット、ガイドブック等の刊行
- 三 その他の事業

(博物館の供用)

第八条 機構は、各博物館を文化財の保存又は活用を目的とする事業の利用に供することができる。

(文化財に関する調査及び研究)

第九条 機構は、次に掲げる文化財に関する調査及び研究を行う。

- 一 美術に関する調査及び研究
- 二 無形文化財、無形民俗文化財及び文化財保存技術に関する調査及び研究
- 三 建造物及び伝統的建造物群に関する調査及び研究
- 四 考古資料及びその他の歴史資料に関する調査及び研究
- 五 遺跡に関する調査及び研究
- 六 文化的景観に関する調査及び研究
- 七 埋蔵文化財に関する調査及び研究
- 八 平城宮跡、藤原宮跡及び飛鳥地域における宮跡その他の遺跡に関する調査及び研究
- 九 文化財の保存に関する調査及び研究
- 十 文化財の修復に関する調査及び研究
- 十一 文化財の情報及び資料に関する調査及び研究
- 十二 前各号の業務に関する国際共同研究
- 十三 文化財の管理方法及び展示方法に関する調査及び研究
- 十四 その他文化財の収集、保管及び一般の観覧の充実に資する調査及び研究

(調査及び研究成果の普及及び活用の促進)

第十条 機構は、前条の調査及び研究に基づき、次に掲げる資料を作成し、公表する。

- 一 調査報告、研究成果報告、研究論文等
- 二 写真、絵図、映像記録、音声記録等

- 三 復元模型、複製品等
 - 四 データベース
 - 五 その他
- 2 前項により作成した資料は、次に掲げる方法を用いて公開し、成果の普及を図るとともにその活用を促進する。
- 一 研究発表会、公開学術講座、公開講演会、現地説明会等の開催
 - 二 年報、調査報告書、研究成果報告書、研究論文集、図録等の刊行
 - 三 黒田記念館、飛鳥資料館、平城宮跡資料館、藤原宮跡資料室における展示・公開
 - 四 データベース検索サービスの提供
 - 五 ホームページ、広報資料等への掲載
 - 六 その他
- 3 機構は、調査及び研究成果を活用して海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を行う。

(情報及び資料の収集、整理及び提供)

第十一条 機構は、次に掲げる文化財に関する国内外の情報及び資料を収集し、整理し、提供する。

- 一 図書、逐次刊行物、研究成果報告書、調査報告書、地図、絵図、拓本等
 - 二 写真、スライド、マイクロフィルム、磁気媒体、光ディスク、レコード等
 - 三 その他の情報及び資料
- 2 前項により収集及び整理した情報及び資料は、閲覧、刊行物、ホームページその他の方法を用いて一般の利用に供する。

(研修) ※機構法第十二条第一項第八号

第十二条 機構は、第六条、第七条及び第九条から前条までの業務に関し、地方公共団体並びに博物館、文化財に関する調査及び研究を行う研究所その他これに類する施設(以下「地方公共団体等」という。)の職員の資質の向上を図るため、次に掲げる研修を行うとともに、地方公共団体等が行う研修への協力を行う。

- 一 文化財の保存修復に関する研修
- 二 埋蔵文化財の発掘、測量、写真撮影、報告書作成等に関する研修
- 三 その他

(援助及び助言)

第十三条 機構は、第六条、第七条及び第九条から第十一条までの業務に関し、地方公共団体等の求めに応じて援助及び助言を行う。

(附帯業務)

第十四条 機構は、第三条及び第六条から前条までに定める業務に附帯する業務を行う。

(国際文化交流の振興)

第十五条 機構は、第三条及び第六条から前条までに定める業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、国際文化交流の振興を目的とする展覧会その他の催しを主催し、又は各博物館をこれらの利用に供することができる。

(料金の徴収)

第十六条 機構は、第六条から前条までに定める業務に伴い、別に定める料金を徴収することができる。

(業務委託の基準)

第十七条 機構は、第三条及び第五条から前条までの業務について、当該業務が確實実施でき、また、委託する合理的な事由がある場合には、これらの業務の一部を外部の者に委託してこれを行うことができる。

2 受託者の選定及び契約の方法等について必要な事項は、別に定める。

(競争入札その他契約に関する基本的事項)

第十八条 機構は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合には、すべて公告して申込みをさせることにより競争に付するものとする。ただし、予定価格が少額である場合その他の別に規程で定める場合は、指名競争又は随意契約によることができる。

(外部資金)

第十九条 機構は、機構法第三条に規定する目的に資するため、寄附金その他の外部資金を受け入れることができる。

2 外部資金の受け入れについて必要な事項は、別に定める。

(九州国立博物館の業務運営)

第二十条 機構は、福岡県等と連携協力を図り、九州国立博物館の業務運営を行う。

(業務細則の作成)

第二十一条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、機構の業務に関し必要な細則を定める。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十三年四月一日から適用する。

附 則

この業務方法書は、文部科学大臣の認可のあった日から施行し、平成十九年四月一日から適用する。